

この『健康保険被扶養者（異動）届』は、「被扶養者になった場合」「被扶養者でなくなった場合」「被扶養者情報を変更する場合」にご提出いただくものです。30日以上遡及して提出する場合、健康保険組合での受理日が該当日になりますのでご注意ください。

記入方法

○被保険者欄

- ・被保険者記号・番号 : 資格取得時に払い出された被保険者記号・番号をご記入ください。
- ・氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同一氏名を記入してください。
- ・生年月日 : 年号は該当するものを○で囲んでください。
- ・性別 : 該当するものを○で囲んでください。
- ・標準報酬月額 : 被保険者の申請時の標準報酬月額をご記入ください。
- ・年収 : 被保険者の今後1年間の年間収入見込額をご記入ください。
- ・住所 : 住民票の住所をご記入ください。

○被扶養者欄

- ・氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同一氏名を記入してください。
- ・続柄 : 被保険者との続柄を「夫」、「妻」、「長男」、「長女」、「父」、「母」等と記入してください。
- ・個人番号 : 本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。
- ・住所 : 被保険者と同居または別居のいずれかを○で囲み、同居の場合は住所記入は不要です。別居の場合は、住所欄に住民票の住所を、「備考欄」に居所をご記入ください。住民票住所と居所が同じ場合は居所の記入は不要です。なお、海外居住者については、国内における協力者住所（親族、被保険者の勤務先住所等）を方書きも含めてご記入の上、「備考」欄に海外居住先の住所及び国内協力者が親族の場合は氏名及び続柄をご記入ください。
- ・被扶養者になった日 : 被保険者の健康保険加入と同時に提出する場合は「取得年月日」と同日、それ以外の場合は出生年月日等の実際に被扶養者になった日をご記入ください。
- ・年収 : 今後1年間の年間収入見込額をご記入ください。収入には、非課税対象のもの（障害・遺族年金、失業給付等）も含まれます。非課税対象の収入がある場合は、受取金額が確認できる書類のコピーを添付の上、「備考」欄に具体的な内容をご記入ください。
- ・理由 : 被扶養者となった理由を○で囲んでください。ただし、『被保険者資格取得届』と同時に提出する場合は記入不要です。
- ・被扶養者でなくなった日 : 死亡による場合は死亡日の翌日を、それ以外の場合は非該当になった当日の日付をご記入ください。
- ・海外特例要件 : 海外特例要件該当・非該当のいずれかを○で囲み、理由をご記入ください。海外特例要件非該当で国内転入の場合は転入した日をご記入ください。
- ・備考 : 被扶養者情報に変更がある場合は、変更の内容とその理由をご記入ください。
- ・配偶者の年収見込額 : 配偶者以外を被扶養者とする場合で、被保険者の配偶者が被扶養者でないときは配偶者の年間収入見込額をご記入ください。これは、配偶者以外の方について、被保険者と配偶者のどちらの被扶養者に認定するのが適正なのかを確認するためです。

添付書類

被扶養者異動（増加）時の添付書類一覧表

添付書		①世帯全員の住民票 (写しでも可)	②扶養申請書の収入を 証明する書類	③勤務形態証明 書類	④退職証明・雇用保 険	⑤年金受給額証明 書類(直近額を証明する 書類)	⑥在学生証明 書類
被保険者との続 柄	配偶者	無職・収入無しの場合	○	○	—	—	—
	収入がある場合	○	○	○	—	○	—
	退職の場合	○	○	—	○	○	—
子	出生時	○	—	—	—	—	—
	15歳以下	○	—	—	—	—	—
	16歳以上の学生	○	—	—	—	—	○
父母(養父・養母) 祖父母・曾祖父母	無職・収入無しの場合	○	○	○	—	—	—
	収入有りの場合	○	○	○	—	○	—
	退職の場合	○	○	—	○	△	—
配偶者の父母・祖父母【別居は申請不可】		○	○	△	△	△	—
兄弟	15歳以下	○	—	—	—	—	—
	16歳以上の学生	○	—	—	—	—	○
その他の方【別居は申請不可】		○	○	△	△	△	△

※被保険者の兄弟姉妹など、苗字が異なる場合は続柄を確認できる住民票の他に戸籍全部事項証明書を添付ください。

添付書類の具体例

- ★「被扶養者異動届」のほかに添付書類が必要です。
- ★別居している方は送金に関する添付書類も必要です。
- ★○は必ず提出 △は必要に応じて提出して頂きます。また状況によって追加の書類を提出願うこともあります。

① 世帯全員の住民票 (写しでも可)
※ 3ヶ月以内に発行されたもので、続柄など記載があるもの。状況に応じて戸籍全部事項証明書の提出をお願いする場合があります。

② ③ 収入(年金を含む)を証明する公的書類
確定申告書(写) または 市区町村発行の収入(無収入)証明書^{注2)} および収入の内容がわかる書類
(勤務形態証明書^{注3)}・耕作証明書^{注4)}・年金受給額を証明する書類^{注5)} など
注1) 確定申告をしている方は、税務署受付印のある確定申告書第1表～2表(写)
注2) 収入額が記載されているもの。民生委員発行の証明は認められません。なお、収入が給与収入のみの場合は、住民税の通知『特別徴収税額の決定・変更通知』(写)でも可。
注3) 現在、就労(パート・アルバイト)による収入がある方は、勤務形態証明書・雇用契約書(③)。
注4) 第一次産業(農業)で確定申告をしていない場合は添付してください。
注5) 年金受給(予定)者は、該当するすべての年金(国民・厚生・遺族・障害・共済・基金等)額を証明する、下記の何れか1つを添付してください。
1. 直近の改定通知書(写) 2. 直近の振込通知書(写) 3. 未決定の場合は仮計算書(写)

④ 退職証明・雇用保険……状況に応じて次の何れかの書類を添付してください。
雇用保険未加入の方: 「退職日がわかる書類」と「雇用保険未加入が証明できる書類」※1
雇用保険加入の方……下記。ご退職後の受給状況などに応じた書類を添付してください。
1. 失業給付を受給しない方: 「雇用保険資格喪失を証明できる書類」※1
2. 失業給付を受給する方: 当健康組合は『就労の意思』(収入限度未満を除く)がある場合、扶養認定できません。
3. 支給終了の方: 「受給終了の記載のある雇用保険受給資格者証 両面」(写)
※1: 事業所発行の退職証明と雇用保険加入状況が証明できる書類(給与明細書等)または退職証明、離職票(写)、退職日の記載された源泉徴収票等。

・事業所を廃業した方: 税務署・農業委員会・保健所等の受付印がある『廃業届』(写)

※ 配偶者が他の健康保険組合等へ加入している場合、所得確認の為、源泉徴収票(写し)を本人と配偶者分を必ず異動届提出時に添付してください。
※ 当健康組合で届出書類確認時に添付書類が無い場合、認定いたしかねますのでご了承願います。

別居の場合	<p>★送金の証明+上記①②③④の書類を添付してください(学生・単身赴任は不要です)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年間で4回以上(3か月毎など)の送金し、その総額が別居している被扶養者の年間収入を上回っていること。ただし送金を行うことで別居の被扶養申請者の生活費が保険者の生活費を上回らないこと。 ・直近で3ヶ月分(または3回分)の送金証明(銀行通帳写しなどの書面)または1ヶ月分の送金証明+念書。(やむを得ない事情(寝たきりなど)により送金できない方は健康保険組合までご連絡ください。) 	<p>別居の被扶養者(家族)が同居するとき</p> <p>同居確認できる書類(世帯全員の住民票、学生は学生証の写し)を添付して提出してください。</p>
<p>学生: 学生証写しを添付 単身赴任: 添付書類は不要</p>		